

小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会（第13回） 議事要旨

日時：令和2年3月31日（火）13:30～14:30

場所：中央合同庁舎4号館 共用220会議室

1. 議事

- (1) 小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針について
- (2) その他

2. 議事概要

- (1) 小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針について、国土交通省航空局、内閣官房より資料1及び資料2に沿って説明。

【質疑応答】

- 官民が協力しながら新しい制度を作っていくこのような取組は、他にはない新しい試みであり、引き続き制度設計の最後のところまで進めていただきたい。

2点質問する。まず、今回の制度設計の対象になるのは航空法に規定される無人航空機であり、いわゆる無操縦者航空機は含まれないと認識している。一方、昨今、空飛ぶクルマのような大型の無人機も開発されるようになり、これを物流等に使用することが想定されるが、このような大型の無人機は今回の基本方針の対象として想定しているのか。

次に、今回の制度設計を通して、無人航空機がリスクの高いところを飛べるようにすることを旨とするのは重要な視点だと思うが、事業で使用する上では、安全性の確保に加え、航空法に規定される航空機の運航事業者に対する事業規制のようなものがドローンにも必要になると思うが、現状はそこまで踏み込めていない。無人機の運航事業者に対する規制をどのように考えればよいか、今後の見通しがあればお聞きしたい。

⇒ ご指摘のように、航空法の分類において、人が乗ることができる構造でありながら無人で飛行する大型の無人機については、無人航空機ではなく無操縦者航空機という扱いになる。官民協議会で議論されてきたのはそれよりも小さい無人航空機についてであり、大型の無人機について検討は及んでいない。

また、事業者に対する規制については、ご指摘のとおり、今後、様々な事業でドローンを使用する際は何らかの規制が必要になるかもしれないが、現段階で

は、第一に安全性の確保を優先すべきと考えており、それがあつての事業展開だと考えている。また、事業者に対する規制は、消費者保護の観点からの要請を踏まえて設けられることが多いが、現段階では一般消費者がドローンを使った事業を利用するような形にはなっておらず、今すぐ規制を設けなければならないという状況ではないと考えている。

⇒ 参考資料「ロードマップ 2019」の最初のページの赤い部分に記載されている、レベル4以降の「より高いレベル」においては、ドローンの具体的な利活用状況を注視しながら、単に安全面に留まらず様々な観点から検討していくべきという問題意識を持っている。また、今後官民協議会において、ロードマップの改訂に向けた議論が行われる予定であるが、その際、ドローンの多様なユースケースについても議論しながら、将来取り組むべきことを見定めていきたいと思っている。

- 官民協議会が設置された時点では、小型の無人航空機の利活用を対象にしていたが、最近では大型の無人機の研究開発が国内で進んでおり、海外から持ち込んだものを使おうという動きも出てきている。こうした中、制度の対象を小型の無人航空機に絞ってしまうと、大型の無人機の活用が後れを取ってしまうという危惧がある。加えて、無操縦者航空機と無人航空機の線引きが不明確だという意見も聞く。レベル4の機体の安全認証についての議論を進める際、大型の無人機についても検討できる余地はあると思うので、視野に入れていただきたい。

また、事業者に対する規制については、既に様々な事業の中でドローンが使われていることは間違いなく、このままでは機体メーカーと個人の操縦者が全ての責任を負うことになりかねないため、この点についても早めに検討する必要があると考えている。

⇒ 事業者に対する規制については、昨今多く寄せられる意見であり、引き続き議論させていただきたい。

- 資料1の三角形の図の赤色の部分と灰色の部分で書かれている操縦ライセンスについては、操縦する場合の技能そのものを担保することと、事故等の責任をしっかりと取れるようにすることの2つの意味があると思う。例えば、ある企業がドローンを使用した警備サービスを行っているが、そこでは人が操縦することはなく、自動/自律飛行によるものとなっている。この場合、人間が時間を費やして技能を高めるような操縦ライセンス制度はほぼ意味がないが、責任を取る体制にするという点においては確実に必要なことだと思う。操縦ライセンスの内容については今後具体的に詰めていく段階かと思うが、操縦ライセンスの取得を、責任を取る主体としての事業者に求める一方、個々の職員については求めないこととするなど、自動/自律飛行によるサービスを阻害しない適切な運用形態を検討いただきたい。

⇒ 今後の操縦ライセンスの要件に関する議論の中で、自動/自律飛行の扱いについて検討したい。ご指摘のとおり、自動/自律飛行の際には、操縦技能はあまり問題にはならないかもしれない。一方で、飛行ルールの習得や飛行条件の設定という点で一定のスキルを求めなければならぬと考えており、こうした点について引き続き議論が必要であると思っている。

- 実際飛ばしていると、プライバシーの問題は無くとも、個人情報について問題になり得る場合がある。例えば、群衆を撮影しながら飛行するドローンについて、個人が特定されない限り個人情報に関する問題はないと解釈してよいと思うが、画像をAI処理して個人の顔が認識できる程度になった瞬間に個人情報上の問題になるのではないかとされている。このような場合があり得るため、「プライバシーの保護」の部分において、「個人情報」についても明記すべきではないか。

⇒ プライバシーの議論の中で、個人情報も含めて考えている。

(2) その他

- 先週、担当する三省により、プラント点検にドローンを使うためのガイドラインが発表された。今後、ドローンの利活用を促進する上では、制度の裏付けとなるようなガイドラインが様々な分野で必要になると思われる。今後、官民協議会でロードマップの改訂を議論する際、ドローンの利活用を促進するための指標づくりについても、テーマにしていきたい。

⇒ 承知した。ロードマップの改訂に際しては、様々な方々の意見を頂きながら、新たな課題や、どうすれば解決できるかについて議論していきたいと考えているため、引き続き協力をお願いしたい。

- 安全な目視外飛行を実現させるための電波の利用について、携帯電話の上空利用の検討が現在どのように進められているのか、また、UTMについて、飛行の情報をどのように統合しながら開発を進めていくのか、という2点について、最新情報の共有をお願いしたい。

⇒ 携帯電話の上空利用については、まさに今、審議会において検討を行っている。改めて、今回のような会議の場で検討状況を共有したいと考えている。

⇒ UTMの技術開発については、引き続きNEDOを中心に2年間続けていく。安全なレベル4実現に向けては、UTMを制度にリンクさせていくことが重要であり、引き続き詳細な制度設計を議論していく上で、UTMと航空法との関係を含めて整理をしていく必要があると認識している。

- 承知した。事業会社としては、どちらの論点についても時間軸を明確にさせていただけるよう是非検討をお願いしたい。
- 本日頂いたご意見を踏まえ事務局で検討し、必要に応じて個別に確認をさせていただきつつ、最終的には事務局に一任いただく形で、とりまとめ・公表を実施させ

ていただきたいと考えているが、いかがか。

⇒（異論の声なし）

3. 内閣官房 岩崎内閣審議官締め括り挨拶

「制度設計の基本方針」は、「空の産業革命」を実現するための根幹となるルールの方向性を決める、非常に重要なものであると考えている。

こうした基本方針の案について、熱心にご議論いただき、貴重な意見を頂戴したことに、重ねて御礼を申し上げます。

本日の議論を踏まえて官民協議会として決定する基本方針に基づき、政府としては、機体の安全性等関する具体的な制度設計や審査体制等を、民間の方々と連携しながら速やかに検討していく所存。

ただ、制度を創設するだけでドローンの利活用が進むというのではなく、様々な分野におけるドローンの安全な利活用が進むよう、関係の皆様方の一層のご支援、ご尽力をお願い申し上げます。